



乙訓福祉施設事務組合

広報

おつふくつうしん

2022
12
No.48

乙訓福祉施設事務組合とは向日市、長岡京市、大山崎町の2市1町が福祉事業の一部を共同して行うことを目的として設立されている一部事務組合(特別地方公共団体)です。

乙訓ポニーの学校

TEL 075-952-5000

FAX 075-953-5200

乙訓ポニーの学校は、発達の遅れやつまずきが心配される就学前のお子さんを対象とした児童発達支援事業を行う親子通園の療育施設です。次回の申込みは2月です。

また、乙訓地域で生活しておられる18歳未満の方とそのご家族を対象とした相談支援事業も行っており、様々なお悩みや困り事について相談をお受けしています。



“お友だちと一緒に滑って楽しい～!!”
跳んだり滑ったりのおぼったり…。いろんな遊具で、身体をいっぱい動かします。

低年齢クラスを紹介します!

低年齢クラスでは、主に保育所・幼稚園に通園していない0～2歳児のお子さんを対象に、親子あそびを中心とした療育プログラムを行っています。手あそびやかかわりあそびでは、音楽や歌に合わせて親子で身体を動かしたり、ふれあいながら一緒に楽しみ、親子の関わりを深めます。また、様々な感覚あそびや運動遊具あそびを通して“やってみたい”気持ちを大切にしながら、“楽しかった”“できた”という経験を積み重ねていくよう関わっています。

くすぐりあそびに笑顔いっぱい!
お歌や手あそびに合わせて、まねっこするのも楽しいね。



◎感染症対策を行いながら、下記の施設開放事業を行います。事前予約が必要ですので、詳しくはホームページをご覧ください。

卒園児のための施設開放日

令和5年1月6日(金)

午前の部：10時～12時 午後の部：1時～3時

おもちゃライブラリー

地域にお住まいのどなたでも参加できます。
月に1回、午後3時～4時半に開催しています。
令和5年1月27日(金)・2月24日(金)・3月17日(金)



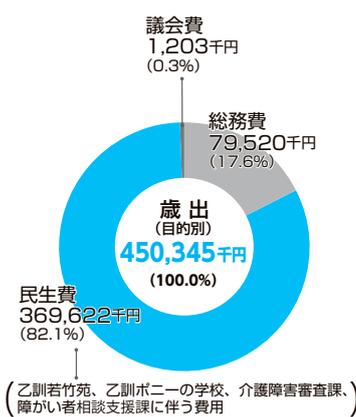
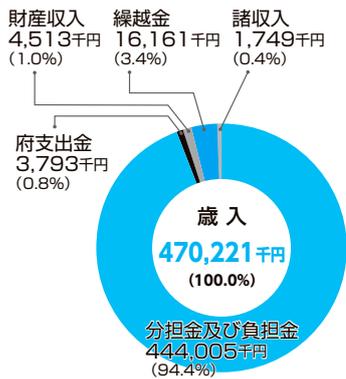
夢になると、どんどんダイナミックに…!手につくのが苦手なお子さんは、筆やローラーを使ってチャレンジしています。他にも、様々なあそびを用意しています!

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、掲載している内容は変更になる場合があります。

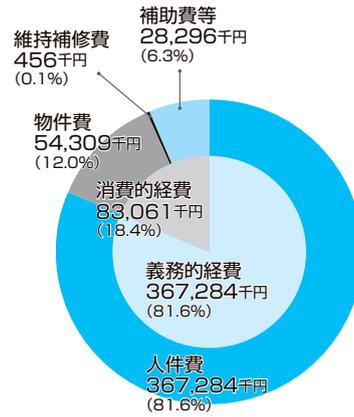


令和3年度決算

財政状況の公表



歳出を性質別に見てみると



令和3年度の乙訓福祉施設事務組合一般会計決算は、9月29日に行われた組合議会で認定されました。
歳入4億7,022万613円、歳出は4億5,034万4,359円で、差引残額は1,987万6,254円となりました。前年度との比較では歳入は4.5%の増、歳出は3.9%の増となっています。

歳入歳出の主な内容は、上記のグラフのとおりです。
なお、決算の詳細は組合のホームページに掲載しておりますので、そちらもご覧ください。
※予算の詳細についてもホームページに掲載しています。

令和4年度上半期

乙訓福祉施設事務組合は、財政状況の公表に関する条例に基づき、毎年6月と12月に組合財政の状況について公表しています。
今回は、令和4年度の上半期分として、令和4年9月30日現在における予算の執行状況や組合財産の現在高等についてお知らせします。

◆ 一般会計歳入歳出予算執行状況

(令和4年9月30日現在)

款	予算現額	構成比	収入済額	収入率
1 分担金及び負担金	479,027	94.1%	240,688	50.2%
2 府支出金	3,000	0.6%	2,600	86.7%
3 財産収入	4,132	0.8%	2,114	51.2%
4 繰越金	19,876	3.9%	19,876	100.0%
5 諸収入	1,876	0.4%	828	44.1%
6 繰入金	1,133	0.2%	1,133	100.0%
歳入合計	509,044	100.0%	267,239	52.5%

◆ 歳出 (単位：千円)

款	予算現額	構成比	支出済額	執行率
1 議会費	1,992	0.4%	602	30.2%
2 総務費	89,365	17.5%	28,956	32.4%
3 民生費	398,416	78.3%	180,232	45.2%
4 予備費	19,271	3.8%	0	0.0%
歳出合計	509,044	100.0%	209,790	41.2%

○ 一時借入金の状況

令和4年9月までの一時借入金の借入実績は、ありませんでした。

◆ 組合財産の現在高

(令和4年9月30日現在)

区分	数量・面積	内容
土地	2,986.46㎡	若竹苑、ポニーの学校用地 (旧ポニー用地含む)
建物	2,045.58㎡	若竹苑、ポニーの学校 (組合庁舎含む)
物品	57品	1品10万円以上の物品

○ 基金の状況

(単位：千円)

名称	令和4年9月30日現在残高
財政調整基金	874
施設整備基金	0

11月1日現在の組合議会議員は、次の方々です。

議長	白石多津子 (長岡京市)
副議長	村田光隆 (向日市)
議員	井上博明 (向日市)
	大伴壘 (長岡京市)
	小畑孝信 (向日市)
	北林智子 (向日市)
	住田初恵 (向日市)
	辻真理子 (長岡京市)
	松本美由紀 (向日市)

※議長については、今後の議会で選出される予定です。

乙訓福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況

本組合における人事行政の公正性、透明性を高めるため、「乙訓福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免・給与・勤務条件・服務の状況などを公表します。また、本状況における職員から、構成団体の身分を有する派遣職は除いています。なお、詳しくはホームページをご覧ください。

① 職員の任免および職員数に関する状況

1 職員の採用・退職 (令和3年4月2日から令和4年4月1日)					
区分	退職(人)		採用(人)		
事務職	0		1		
指導員	1		1		
相談員	0		0		
合計	1		2		

2 退職事由 (令和3年4月1日から令和4年3月31日)					
区分	定年	勸奨	普通	その他 出向など	合計
人数(人)	1	0	0	0	1

3 再任用の状況 (令和3年4月1日から令和4年3月31日)	
区分	人数(人)
令和3年4月1日在職者数	2
令和4年4月1日在職者数	3

4 年齢別職員数 (令和4年4月1日)						
年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数(人)	0	1	1	4	6	11
年齢	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数(人)	3	5	1	1	2	0
合計	35					

5 職員数の推移							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数(率)
職員数(人)	30	31	31	31	34	34	4(13.3%)

6 級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)								
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査 主事	係長 総括主査 主任	課長補佐 施設長補佐	次長 課長 施設長 主幹	局長	
職員数	1	1	14	13	0	6	0	35
構成比 (%)	2.9	2.9	40.0	37.1	0.0	17.1	0.0	100

(注) 一般職の職員数です。

②職員の給与等のあらまし

組合職員の給与は、国家公務員等に準じ「条例」に基づき支給されています。なお、ここでお知らせする給与などは、税金や社会保険料を控除する前の額で、手取り額ではありません。

1 職員給与の状況 (令和3年度決算)					
(注) 1 職員数は、令和3年4月1日現在の人数にかかる金額です。 2 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。					
職員数 (A)	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
34人	122,555千円	23,063千円	52,416千円	198,034千円	5,825千円

2 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)		平均給料月額	平均年齢
一般行政職		305,806円	38.8歳

3 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)			
区分	組合	国	
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	154,900円	150,600円

4 退職手当の状況 (令和4年4月1日現在)					
区分	組合			国	
	支給率	自己都合	応募・定年	自己都合	応募・定年
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	組合と同じ	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		

③職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (令和3年度)

1 職員の勤務時間 (標準的なもの)		
1週間の勤務時間	1日の勤務時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分～午後5時15分	午後0時～午後1時

2 年次有給休暇の取得状況		
区分	日数(日)	取得率 (%)
年間平均取得日数	9.2	46.2

(注) 令和3年中の全期間に在職した一般職員の状況です。取得率を算出するための付与日数には前年繰越分を除いています。

④職員の分限及び懲戒処分の状況 (令和3年度)

処分の種類		処分者数
分限処分		1人
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況 (令和3年度)

情報公開	請求	公開	部分公開	非公開
	3件	2件	1件	2件
個人情報保護	請求	開示	部分開示	不開示
	30件	30件	0件	0件

乙訓障がい者基幹相談支援センター TEL 075-952-6521 (代表) FAX 075-959-9086

乙訓障がい者基幹相談支援センターは、暮らしのこと、福祉サービス、権利に関することなど、生活の中での困りごとをお聞きし、関係者と協力しながら解決のお手伝いをする、障がいに関する総合的な相談窓口です。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局 TEL 075-954-7939

乙訓圏域障がい者自立支援協議会は、地域の障がい者福祉における課題を明らかにして、関係者間の連携及び支援体制に関する協議を行っています。

○運営委員会

乙訓圏域の障がい者福祉行政、保健所、相談支援事業所等で構成し、部会等の進捗管理をしています。
○令和4年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、以下の部会などを定期的に開催しています。

- ・「医療的ケア」委員会
- ・就労支援部会
- ・人材確保・育成部会
- ・相談支援プロジェクト
- ・喀痰吸引等研修プロジェクト
- ・精神障がい者地域生活支援プロジェクト
- ・児童発達支援プロジェクト

●乙訓の福祉事業所説明会を開催しました

卒業後の進路先の選択や今後事業所の利用を検討されているご本人及びご家族を対象として、10月12日に乙訓保健所で乙訓地域及び近隣地域の福祉事業所の説明会を開催しました。32法人が参加し、44名の参加者がありました。



*「乙訓福祉施設事務組合」ホームページから「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」を開いていただくと、最新の協議会活動状況、会議録等を掲載しておりますので是非ご覧ください。(http://www.otsufuku.com)

乙訓障がい者虐待防止センター

乙訓障がい者虐待防止センターでは、「障害者虐待防止法」に基づき、通報の受付や相談助言、各案件の対応のお手伝いをしたり、虐待防止の広報に取り組んでいます。

虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した時は、下記番号にご連絡ください。通報者の秘密は守られます。

【障がい者虐待通報専用番号】 075-959-9085

乙訓若竹苑

乙訓若竹苑は、就労継続支援(B型)事業・生活介護事業・地域活動支援センター事業・日中一時支援事業・相談支援事業を行っています。
TEL 075-954-6501 FAX 075-954-6588

「障がい者ふれあいサロン」に遊びに来ませんか？



乙訓若竹苑地域活動支援センターでは、令和2年4月から「障がい者ふれあいサロン」を新しい取り組みとして、毎週土曜日に実施しています。マジックショーやボードゲーム大会を企画したり、講師を招いて染め物教室やオリジナルバッグを作ったり、調理レクリエーション等を行っています。中でも特に人気のプログラムは調理レクリエーションで、いつも多くの方が参加していただいております、和気あいあいととても楽しい雰囲気のなかで活動しています！



石けんデコパージュに取り組みました♪色とりどりに装飾しとってもかわいい石けんができました！使うのがもったいないかも！



天気の良い日は苑庭でお弁当を食べる日もあります♪もちろんお弁当は利用者の皆さんといっしょに作りました！ちなみにこの日のメニューはきのこごはんでした。とてもおいしかったです(^ ^)



この日はオリジナルトートバッグを作りました！草木に専用の塗料を付け、無地のトートバッグに押しつけ、世界にひとつだけのバッグの完成です！

ミニコースターとパフェ作りをしました。手作りのコースターにパフェを乗せ、食べて楽しい、見て楽しいレクリエーションになりました♪



「初めてだけど、参加するのが不安…」「あまりやったことがないプログラムだけど、ちゃんとできるかな…」、そんな方も大丈夫です♪仲間と一緒に活動を楽しんだり、お話しする場を設けたりして、障がいのある方の社会交流を支援することを目的としています。様々なイベントを毎週企画しており、随時見学の受付を行っていますので、興味がある方はぜひ一度ご連絡ください♪

乙訓若竹苑: TEL (075)954-6501
FAX (075)954-6588

障がい者ふれあいサロンの情報についてはホームページをご確認ください。

<http://www.otsufuku.com/wakatakeen-4-3-3-3-3-4-4-4/fureaisaron/>



「障がい」のひらがな表記について

「障害」の「害」という漢字は否定的なイメージを思い浮かべたり、不快感をもたれたり、人に対して使用することが心身に障がいを持つ方々への差別や偏見を助長しかねません。このことから、本組合で作成・発送する文書や広報などは、人や人の状態を表す「障害」の文字を「障がい」と表記します。但し、法律や制度の名称及び「障害物」など人や人の状態を表さない言葉では、従来どおりの表記となります。

